

青丘文庫研究会 月報

No.290
2018年2月7日

青丘文庫研究会 〒657-0064 神戸市灘区山田町 3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内
TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 <http://ksyc.jp/sb/> e-mail hida@ksyc.jp
①在日朝鮮人運動史研究会関西支部 (代表・飛田雄一)
②朝鮮近現代史研究会 (代表・水野直樹)
郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>年間購読料 3000 円
※ 他に、青丘文庫に寄付する図書の購入費として 2000 円/年をお願いします。

<巻頭エッセイ>

1919年 東アジア日本研究者協議会のこと

松田利彦



先日、天津に出張した。東アジア日本研究者協議会国際会議に出席するためである。朝鮮史研究者の顔があまり多く見られなかったので、少し周知をさせていただこうと思う。

東アジア日本研究者協議会はひと言で言うと、中国・韓国・台湾・日本の4カ国・地域の日本研究者が集う東アジア規模の巨大会である。東アジアには日本を研究対象とする多くの研究者がいるにもかかわらず、アメリカのAAS (Association for Asian Studies アジア研究協会)、欧州のEuropean Association for Japanese Studies (EAJS。ヨーロッパ日本研究協会) のような国を超えた学会がなかった。この理由は容易に分かるだろう。一つは、日本がアジア各国との間に植民地支配と戦争の歴史、それをめぐる歴史認識問題を抱えていること、また、中国と台湾をめぐる微妙な外交的問題もある。こうした問題を乗り越えるため、各国・地域の日本研究者が10年以上の話し合いを積み重ねて、昨年創立大会にこぎ着けたものである(創立大会は2016年10月、韓国・松島コンベンシアで開催)。

日本研究者の集まりだから、韓国・朝鮮研究者は関係なかろう、などと考える方はいないだろうと思う。東アジア日本研究者協議会のパネルは、狭い意味の日本に限定することなく、日本とアジアに関わる広い領域を扱っている。第1回大会(松島)、第2回大会(天津)とも300名近くの研究者が発表した。その中には、植民地朝鮮史や在日コリアンに関わるパネルがあった。手前味噌になるが、第1回大会で、私は「帝国史」の視点からの植民地大学研究—課題と可能性」と称して、京城帝国大学と台湾帝国大学の比較研究について話をした。また今回の第2回大会でも、金達寿の初期小説、解放後の『民主新聞』における在日朝鮮人文学、近代朝鮮における生命論、東アジア大震災における被災外国人女性等々、多くの興味を引くテーマの発表があった。

ちなみにこの東アジア日本研究者協議会、来年度は、加盟4カ国地域の持ち回りとなり、京都で開催される予定である(2018年秋)。

第382回在日朝鮮人運動史研究会関西部会 2017. 05. 14.

文部省と地方官庁－朝鮮学校支配との関係

佐野通夫

《1. 課題》

2016年、3・29通知が出され、3県が補助金を停止した。文科大臣は記者会見で、「自粛とかを指示する内容ではありません」と言っている一方、8月には、自治体に検討状況をただしている。さらに、阪神教育闘争前後の文部省通知の宛名は、都道府県教学課長、都道府県知事、都道府県教育委員会教育長等々となっている。文科省（文部省）と地方官庁の関係はどうなっているのか。

《2. 教育に関する官庁》

朝鮮においては、大韓帝国政府学部があったものが、日本の支配とともに朝鮮総督府内務部学務局となり、その後、学務局となっている。学務が内務の一部とされたのである。一方、日本国内では1871年、文部省が設置されている。

1872年には、太政官布告をもって「学制」が公布され、全国を5万3760の小学区に分け、ここに小学校1校を、210小学区をもって中学区とし、全国256の中学区に中学校1校を設置することとし、32中学区をもって大学区とし、ここに大学1校、全国に8大学を設けることとした。しかし、これは実現せず、地方教育行政の実質的な中心が府県となるに伴って、1875年4月には府県に学務課が新設される。

1885年、内閣制度創設とともに文部大臣が任命されるが、町村の教育事務は一般行政事務を掌る戸長（今の町村長）の権限に吸収された。戸長は1884年以降、官選（内務省役人）である。大日本帝国憲法下では、教育は国の事務であり、教育に関する事務は地方自治体の固有事務ではなく、委任事務であった。この結果、文部省から見ると「都道府県知事は身分上内務大臣の監督に服しているために、教育に関する事項について文部大臣の命令が徹底しないというらみがあった」（田中耕太郎『新憲法と文化』国立書院、1948年）。しかも、文部省専門学務局長は1905年より、普通学務局長は1906年より、文部次官は1911年より、内務省出身者の独占ポストとなり、太平洋戦争の敗戦まで変わることがなかった（辻田真佐憲『文部省の研究』文春新書、2017年）。

敗戦後、内務省は解体されたが、文部省が解体されなかったのは、「パージ [教員からの軍国主義者追放] と、六三制の実施、それに教育委員会の設置」（相良惟一「田中先生の文部省、参議院時代」、鈴木竹雄編『田中耕太郎・人と業績』所収）と言われる。

このように戦前において「文部省は地方に直接の手足を持たない」（阿部重孝『教育改革論』1937年）と言われたが、戦後、文部行政は資材・物資の統制を手にし、このため、1946年「臨時教育施設部」を設置、全国に8ヶ所の支所と称する地方出先機関を置き、これが1947年には「教育施設局」となり、8出張所の他に各都道府県に1名ずつ、46名の「地方駐在員」を置くという官僚主義的拡張を果たした。その際、使われたのが、各地の国立大学であった。

48年、教育委員会制度が開始されるが、文部省は地方教育委員会に「技術的・専門的な助言と指導を与え」、さらに52年改正文部省設置法では「指導、助言及び勧告を与える」と「上意下達」の色彩が強くなる。GHQによって地方教育委員会にたいする一般的指揮監督権を否定された文部省は、1949年、制約を回避するため『教育委員会月報』を創設し、教育委員会の会議について、翌月10日までに文部省に報告させ、地方教育委員会との協議機関を設置した。

《3. 地方分権一括法の施行》

1999年7月成立、2000年4月施行された地方分権一括法により、地方行政への国の広範な関与のしくみが設けられるなど、国による地方統制の側面が強まった。文部省に関しては権限が強化された。これまで学校教育法において教育内容等の基準の設定は「監督庁」が行うことと規定されていた。これは学校教育法制定時、地方教育行政制度等が整備・確立されていなかったため、本来これらを地方にゆだねる目的で学校教育法本文において「監督庁」と規定し、附則において「監督庁」を「当分の間」文部大臣と定めていた。それを地方分権一括法による「改正」で文部大臣と明記した。

《4. 結論》

文部省は地方官庁をもたず、内務省下の地方長官によって、教育行政を行なってきた。敗戦後、内務省とともに解体されるべきところ、学者文相（前田多聞、安倍能成、田中耕太郎）を置き、「ページと、六三制の実施、それに教育委員会の設置」によって解体を免れ、敗戦下、資材・物資の統制行政によって、全国を支配した。「監督庁」を「当分の間」文部大臣と定めることで教育内容等も統制し、「協議」名目で地方を統制していた。

2000年の地方分権一括法施行により、文部省は名実ともに監督権を確保し、地方公共団体にたいする関与の権限を得た。

第310回朝鮮近現代史研究会 2017年6月11日

1927年の朝鮮華僑排斥事件

一民族運動勢力の動向と日中の外交交渉を中心に 松田利彦

1927年末、朝鮮で大規模な華僑排斥事件が起こった。この事件は、植民地朝鮮における最初の全国的規模の華僑排斥事件であり、当時の中国側の調査によれば、全羅道・忠清道・仁川などで死者2名、負傷者48名を生じた。朝鮮人満洲移民に対する中国地方政府の「圧迫」をめぐる新聞報道を契機として、朝鮮人が在住華僑に排外的行動をとったのである。

主に『朝鮮暴動案』（台湾・中央研究院近代史研究所档案館所蔵『中華民國外交档案』所収）を用いながら事件の経緯を整理すると、華僑排斥は、同年12月7日の裡里での排華事件を皮切りとした。全羅南道・忠清南道など朝鮮南部にまず広がり、12月中旬以降、京城や仁川、北部地域へと拡大し、翌1928年1月はじめまで散発的に続いた。各地の事件では、地域の朝鮮人青年会が火を付け、それに朝鮮人一般民衆が加わって暴動となった事例が一般的だったと見られる。

しかし、これと並行して、12月9日に京城で結成された在満同胞擁護同盟を中心に、排外主義的行動を統率し抑制しようとする動きも進んでいた。在満同胞擁護同盟には、青年会や新幹会が中心となって地域の労農団体・宗教団体・新聞社などの横断的組織としてつくられた各地の支部が加盟し、中国当局への抗議運動のみならず、朝鮮華僑への報復行動を抑制しようとした。1927年の華僑排斥運動は、在満朝鮮人への中国による「圧迫」報道に刺激されて噴出した排外主義運動という点で、1931年7月の万宝山事件時の排華運動と酷似している。しかし、このように朝鮮人社会内部で華僑排斥を抑制する動きが組織的に起こったことは、31年の事件と区別される重要な相違点である。

さて、1927年の排華事件は、日本と中国の政府間でも問題化した。各地の華僑排斥事件において、領

